

青木村高齢者等運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、自動車等の運転に不安のある高齢者等に運転免許証の自主返納を促すことにより、高齢者等の自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、高齢者等の運転免許証の自主返納を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第2項に規定する運転免許証であつて、同法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、全ての種類の免許の取消を受け、自主的に運転免許証を公安委員会に返納することをいう
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう

(対象者)

第3条 事業の対象者（以下、「対象者」という。）は、第5条の規定による申請時において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成30年4月1日以降に自主返納した者
- (2) 自主返納の日において、満65歳以上の者
- (3) 自主返納の日から第6条第2項に規定する交付の日までの期間において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に記録されている者
- (4) 村税等の滞納がないこと
- (5) その他 村長が必要と認める者

(支援の内容及び限度)

第4条 支援の内容は、以下のとおりとする。

金 10,000 円

2 前項の支援は、1人につき1回限りとする。

(支援の申請)

第5条 前条の規定による支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青木村高齢者等運転免許証自主返納支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

(支援の決定及び支援の実施)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、支援の決定を受けた者（以下「被支援者」という。）に対し、10,000円を交付するものとする。

(支援の取消し)

第7条 村長は、被支援者が虚偽その他不正な手段により支援を受けた場合は、前条の規定による支援の決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。